

JOHNSON CONTROLS 情報の取り扱いに関する補足条項- プロセッサとしての JOHNSON CONTROLS

本情報の取り扱いに関する補足条項、スケジュール、および付属文書(「DPA」)は、Johnson Controls (以下、「JCI」と呼びます) および

JCI からサービスを購入するお客様(「サービス」または適用される契約書に記される文言で特定される。以下、「サービス」と定義します)との間で締結される契約書、またはその他の書面による契約書、あるいは電子契約の一部を成し(「契約書」)、個人情報の取扱に関する当事者間の合意を反映します。

ここで定義されていない(英語において大文字で表記される)すべての用語は、本契約条項に定められる意味を持ちます。

本契約条項に基づきお客様にサービスを提供する過程で、JCI はお客様に代わり個人情報を処理する場合があります。当事者は、個人情報に関する以下の契約条項を遵守し、合理的かつ誠意をもって行動します。

本 DPA の適用範囲

本 DPA は、本契約条項に含まれる個人情報の取り扱いに関する条項(本契約条項に付随する現在の情報処理に関する補足条項を含みます)のうち、矛盾するすべての部分を置き換えるものです。

情報の取り扱いに関する契約条件

1. 定義

「カナダのプライバシー法」とは、個人情報保護および電子処理に関する法律および関連規制、適用されるすべての州の法律および規制を意味し、該当する場合は、個人情報保護法(アルバータ州)、個人情報保護法(ブリティッシュコロンビア州)、民間部門における個人情報保護を尊重する法律(ケベック州)および情報保護技術の法的枠組みを確立するための決議(Act to establish a legal framework for information technology)(ケベック州)、および随時補正されるこれらの法律に適用される規則を含みます。

「CCPA」とは、カリフォルニア州消費者プライバシーを意味します。法第 1798.100 条以下およびその施行規則を意味します。

「コントローラー」とは、個人情報処理の目的と意味を特定する事業体を意味します。

「お客様」とは、本契約を締結している事業体を意味します。

「情報保護法および規制」とは、欧州連合、欧州経済地域およびその加盟国、スイス、英国、カナダ、アメリカ合衆国、中国で適用される、本契約条項に基づく個人情報の取り扱いに適用される法律および規制を含む、すべての法律および規制を意味します。

「データ主体」とは、個人情報によって特定される、あるいは特定が可能な人物を意味します。

「GDPR」とは、個人情報の取扱いに関する自然人の保護、およびその情報の自由な移転に関する

指令 95/46/EC を廃止する欧州議会および理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679 (一般データ保護規則) を意味します。

「英国版 GDPR : 2018 年欧州連合離脱法および 2018 年英国版個人情報保護法の下、補正され、英国 (「UK」) の法律に包含される GDPR です。

「個人情報」とは、自然人が特定される、あるいは自然人の特定が可能なすべての情報を意味し、かかる情報が、お客様によって、あるいはお客様がサービスを受けるために提出された情報である場合を意味します。

「処理」とは、制限処理であるか否かにかかわらず、個人情報の収集、記録、整理、保存、調整または修正、復元、協議、使用、送信による開示、流布またはその他の形で利用可能にすること、連携または組合せ、阻止、削除または廃棄などの個人情報を取り扱う業務、あるいは一連の業務を意味します。

「プロセッサ」とは、CCPA によって定義される「サービスプロバイダー」に該当する任意のサービスプロバイダーを含む、コントローラーに代わり個人情報を処理する事業体を意味します。

「セキュリティ慣行に関する文書」とは、本リンクから入手できる情報を意味します：
<https://www.johnsoncontrols.com/-/media/jci/cyber-solutions/johnson-controls-security-practices-rev-c.pdf>

「JCI」とは、本契約の当事者である JCI 事業所を意味します。

「JCI 関連会社」とは、直接的または間接的に、JCI を所有または支配する事業体、JCI によって所有または支配される事業体、あるいは JCI と共同所有権または支配権を保有する事業体を意味します。本書で使用される「支配」とは、事業体の経営または実務を指揮する権限を意味し、所有権とは、議決権あるいはその他の議決権持ち分が 50%以上の受益所有権を意味します。

「準契約条項 (SCC)」とは、2010 年 2 月 5 日に採択された欧州委員会決定 (C(2010)593) に従って承認された、適切な水準の情報保護が保証されていない第三国の拠点を置くプロセッサへの個人情報の送信に関する標準契約条項を意味し、付属書類 3 として規定されています。

「サブプロセッサ」とは、JCIの義務を遂行するよう委託されたすべてのプロセッサを意味します。

「監督機関」とは、GDPRに準じてEU加盟国によって設立された独立公認機関を意味します。

2. 個人情報の処理

2.1 当事者の役割当事者は、個人情報の処理に関して、お客様をコントローラーとし、JCIをプロセッサとすること、JCIが以下第5項サブプロセッサに規定される要件に準じて、サブプロセッサに義務の遂行を委託することに同意します。

2.2 お客様による個人情報の取り扱いお客様は、サービスを利用する過程で、JCIをプロセッサとすることをデータ主体に通知する義務も含め、お客様が適用される情報保護法および規制に基づく要件に従い、個人情報を処理するものとします。解釈の不一致を避けるために、個人情報処理に関するお客様の指示は、情報保護法および規制に準拠している必要があります。お客様は、個人情報の精度、質、合法性を確認すること、および必要な承認を得ることも含め、お客様による個人情報の収集方法に対して責任を負うものとします。お客様はとりわけ、サービスを利用することにより、CCPAに定められる範囲で、個人情報の販売やその他の開示をオプトアウトしたデータ主体の権利を侵害しないことに同意するものとします。

2.3 JCIによる個人情報の取り扱い JCIは以下の目的で、お客様に代わり、お客様の書面による指示に準じてのみ、個人情報を処理します。(i) 本契約に基づく処理、(ii) サービスの利用、および (iii) お客様により提供された、その他の書面による合理的な指示（例：電子メールなど）に従って処理する場合（ただし、このような指示が契約条件と矛盾しない場合に限ります）。JCIは、お客様の指示が適用法に反する場合、お客様に代わって、あるいはお客様の書面による指示に従って個人情報処理を行うことはできません。

2.4 処理の詳細 JCIは、契約に基づきサービスを履行するために個人情報を処理します。処理の期間、処理の特性と目的、個人情報の種類、および本DPAのもとに処理されるデータ主体のカテゴリは、本DPA付属書類2（処理詳細）に詳述されています。

3.データ主体の権利と連携

データ主体の要求 JCI は、お客様からの合理的な要求により、適用法に基づく規制の範囲内で、データ主体から、データ主体によるアクセス、訂正、処理の制限、削除（忘れられる権利）、データ可搬性、処理に対する異議申し立て、あるいは、独立した自動意思決定に依拠した決定に服しない権利を行使することが要求された場合は、このような各データ主体による要求をお客様に直ちに通知します。処理の特性を考慮して、JCI は可能な限り、お客様がデータ保護法および規制に基づきデータ主体の要求に対応する義務を果たせるようにするために、お客様に適切な技術的および組織的な支援を提供します。さらに、お客様がサービスを使用する過程で、データ主体の要求に対応することが困難な場合、JCI はお客様の要求により、商取引上の合理的な努力を払い、JCI が合法的に行える範囲で、なおかつ、当該データ主体の要求に応えることがデータ保護法および規制で義務付けられている場合において、当該データ主体の要求に対応できるようお客様を支援するものとします。法律で許可される範囲において、当該支援に関して JCI に追加の費用が課される場合、当該費用はお客様にご負担いただくものとします。

連携：お客様の書面による要求により、データ保護法および規制に基づく義務をお客様が果たすため、および/または規制当局による査問、調査、または監査にお客様が対応できるよう支援するために、JCI は、お客様に合理的な連携および支援を提供します。法律で許可される範囲で、JCI が当該連携および支援を提供する上で発生した費用は、お客様負担となります。

4.JCI の従業員

4.1 機密保持 JCI は、個人情報の取り扱いを行う従業員が、確実に個人情報の機密保持についての説明を受け、その職務に関連した適切なトレーニングを受け、なおかつ、書面による守秘義務契約を履行できるようにします。JCI は、かかる守秘義務は従業員の業務終了後も有効に存続することを確認します。

4.2 信頼性 JCI は商取引上の合理的な手順に従い、個人情報処理に従事する JCI 従業員の信頼性を確保します。

4.3 アクセス制限 JCI は、JCI による個人情報へのアクセスを、契約に基づきサービスの履行を担当する従業員に制限します。

4.4 情報保護責任者 法律で義務付けられる場合、JCI は情報保護責任者を指定します。情報保護責任者へは、privacy@jci.com よりお問い合わせいただけます。

5.サブプロセッサ

5.1 サブプロセッサの指定お客様は、(a) JCI の関連会社がサブプロセッサとして指定される場合があること、(b) JCI および JCI の関連会社が、サービスを提供するために第三者サブプロセッサを使用する場合があることに合意します。JCI または JCI の関連会社は、各サブプロセッサと、かかるサブプロセッサによって提供されるサービスの特性を対象とする、本契約条項に含まれる個人情報の保護対策を下回らない、情報保護義務が含まれた書面による合意を締結します。

5.2 現在のサブプロセッサのリストと新規のサブプロセッサに関する通知お客様の書面による要求により、JCI はお客様に、現在サービスを提供しているサブプロセッサのリストを提供します。当該サブプロセッサリストには、これらのサブプロセッサの身元と国に関する情報が含まれます。新しいサブプロセッサが追加された場合、JCI は電子メールおよびその他の電子形態を含む、合理的な方法でお客様に通知するものとします。

5.3 新規サブプロセッサに関して異議を申し立てる権利お客様による合理的な対応によって、新しいサブプロセッサの個人情報保護慣行に、許容しがたい危険があると判断される場合、お客様は新規サブプロセッサに関する通知が JCI からお客様に提供されてから 10 営業日以内に、JCI に書面による通知を提供することによって、かかる新規サブプロセッサの使用に異議を申し立てることができます。お客様が新規サブプロセッサに対して異議を申し立てた場合、前述の文章で認められるとおり、JCI は合理的な努力を払い、お客様のサービスの変更を可能にするために、お客様の設定に商業取引上の合理的な変更、あるいは、お客様に不当な負担をかけることなく、不服の対象となる新しいサブプロセッサによる個人情報の処理を必要としないサービスを推奨するものとします。JCI が、30 日を超えない合理的な期間中に、かかる変更を実現できない場合、お客様は、書面の通知を JCI に提供することにより、不服の対象となる新規サブプロセッサを使用することなく JCI が提供することのできないサービスに関連した契約条項のみを終了することができます。

5.4 責任 JCI は、本契約条項に別段の定めがある場合を除き、本 CPA 条件に基づき JCI 管理者がサービスを直接履行した場合に負う責任の範囲で、サブプロセッサの行動および怠惰に対して責任を負います。

6. セキュリティ

6.1 個人情報保護の管理 JCI は、個人情報保護の取り組みに関する文書に定められる通り、個人情報のセキュリティ保護（個人情報の不正または不法処理、偶発的あるいは違法な破壊、喪失および改変、ならびに損害、不正開示またはアクセスを含みます）、機密性および完全性を確保するために、適切な技術的、物理的、組織的な対策を維持するものとします。JCI は、個人情報保護の取り組みに関する文書を更新する権利を保有しますが、いずれの変更も、全体的な対策の水準を大幅に低下させるものではありません。

7.個人データ侵害の管理と通知

JCI では、セキュリティインシデントの管理方針と手順を維持し、JCI またはそのサブプロセッサによって転送、保管、あるいは処理される個人情報の偶発的または違法な破壊、喪失、改変、不正開示、使用、あるいはアクセスが明らかになった場合は、遅延なくお客様に通知します（「個人データ侵害」）。JCI は、当該個人データ侵害の原因を特定し、JCI が必要で妥当とみなす措置を講じ、JCI が妥当に管理できる範囲で、当該個人データ侵害の原因を修正します。JCI は、データ保護法および規制に準じて、個人データ侵害に関連したお客様への報告、記録、通知義務を果たすためにお客様が必要とするすべての情報を含む、お客様によって合理的に要求された個人データ侵害に関する情報、および、関連の規制当局および/または影響を受けたデータ主体からの要求に対応するためのお客様によって合理的に要求されたすべての情報を、遅延なく提供するものとします。ここに記される義務は、お客様またはお客様のデータ主体が原因で生じたインシデントには適用されません。

8.個人情報の返却と削除

JCI は、個人情報（定期的なバックアップ操作で保存される電子コピーを除く、すべての形態で保持されるもの）をお客様に返却し、適用法で許可される範囲で、お客様と JCI との間で締結された本契約条項に準じて個人情報を削除するものとします。ただし、JCI の法律顧問が JCI 記録用としてアーカイブコピーを一部保管できることを条件とします。JCI は、適用法あるいは政府または規制当局からの要求により、JCI がお客様の個人情報の一部または全部を留保することが義務付けられている場合、お客様の個人情報を削除する義務を負わないものとします。前述されるとおり、JCI がお客様の個人情報を留保することが義務付けられている場合、JCI はかかる義務に関して、法律の許す範囲でお客様に通知するものとします。

9.責任制限

本 DPA に起因して生じる、あるいは本 DPA に関して各当事者が負う責任は、全体的な責任として受け止められ、契約の記述、不法行為の有無、またはその他の責任の法意にかかわらず、本契約条項の責任制限項が適用され、当該条項で言及される当事者の責任とは、本契約条項およびすべての DPA に基づく、当事者とそのすべての関連会社に対する全体的な責任を意味します。

解釈の不一致を避けるため、本契約条項および本契約条項の下に確立されるすべての DPA から発生する、あるいはそれらに関連する、お客様のすべての主張に対する JCI およびその関連会社の責任は、本契約の下に確立された本契約条項、ならびにお客様によって確立されたものも含めすべての DPA に対する主張に対する全体的な責任として適用され、当該 DPA の契約当事者であるお客様に対し、個別にそして別々に適用されるものと理解されるものではありません。

法律で禁じられている場合を除き、本契約条項に「責任制限」の条項が含まれていない場合でも、JOHNSON CONTROLS はいかなる場合においても、それが契約違反、不法行為（過失を含みます）その他によって、またはそれらに関連して発生したかどうかにかかわらず、本 DPA から生じる、または本 DPA に関して発生する総責任額が、本契約条項に準じて当該主張の申し立てから 12 ヶ月前までに JCI に支払われた金額の総額を超える責任を負わないものとします。

10. 欧州特定の条項

10.1 GDPR. JCI は、JCI の サービス条項に直接適用される GDPR および英国版 GDPR の要件に準じて個人情報を取り扱います。

10.2 情報保護影響評価 お客様の 要求により、サービス利用に関してお客様に関連した情報保護影響評価を実施し、GDPR、および適用される場合は、英国版 GDPR に基づくお客様の義務を果たすために、関連の情報にアクセスするためのその他の手段をお客様が持たない場合で、JCI が当該情報を提供できる場合において、JCI は、お客様に合理的な協力および支援を提供します。JCI は、GDPR で必要とされる範囲で、本 DPA 第 10.2 項に関連したタスクを遂行するために、監督権限との協働あるいは事前協議により、合理的な支援をお客様に提供するものとします。

10.3 データを転送するための機構 付属書類 1 の追加条件に従って、JCI は、本 DPA に基づき欧州連合、欧州経済地域および/またはその加盟国、スイスおよび英国から、前述される地域のデータ保護法および規制が意図する範囲の適切な水準の情報保護規制が適用されていない国への個人情報を転送する場合に以下の伝達機構を使用します。

1. 本 DPA 付属書類 3 に定められる標準契約条項

11. カナダのプライバシー法が適用される場合の追加条項

11.1 カナダのプライバシー法が適用される状況において、JCI はカナダのプライバシー法に準じて個人情報を取り扱います。

11.2 第 2.2 項の一般性を制限することなく、カナダのプライバシー法が適用される状況においては、お客様および/またはデータ主体がカナダに置かれているかどうかにかかわらず、お客様はカナダのプライバシー法で義務付けられている通知を提供し、承認を取得するものとします。さらに、必要な場合は、お客様はデータ主体に対し、その個人情報がカナダ国外に転送され保存される可能性があること、他国の裁判所、法執行機関、および国家当局によってアクセスが可能であること、および JCI が個人情報をカナダ国外、および/またはお客様および/またはデータ主体が拠点を置くカナダ州外に転送する

場合は、カナダのプライバシー法によって義務付けられている許可をお客様が取得することを通知するものとします。

11.3 お客様は、年に一回まで、個人情報の保護対策に関する監査を JCI に要求することができます。お客様は、当該監査に関して JCI に費用が課された場合は、発生した当時の料金で換算された専門サービス料を JCI に返還するものとします。当該料金に関する情報は、お客様の要求により入手することができます。当該監査の開始前に、お客様と JCI は、お客様にご負担いただく払い戻し率に加え、当該監査の範囲、時期、および継続期間に関して相互同意を得る必要があります。払戻率はすべて、合理的なもので、JCI によって消費されるリソースが考慮されます。お客様は、監査期間中に明らかになった不遵守に関する情報を、適時的に JCI に報告するものとします

12. 契約の無効と分離

本契約の条項のいずれかが、所管官庁行政機関の裁判所によって無効または法的強制力を持たないと判断された場合、契約の他の条項には影響しないものとします。適用法によって許可される場合、当事者は無効な条項を、その無効性を考慮した場合に当事者等が合意したであろう条件と最も近い法的拘束力を持つ条項で置き換えることができます。

スケジュール一覧

スケジュール 1：欧州におけるデータ転送機構：

スケジュール 2：処理の詳

スケジュール 3：標準契約条項

スケジュール 4：標準契約条項に追加される英国版補足条項

スケジュール 1 - 欧州におけるデータ転送機構

1. 日米安全保障協議委員会 (SCC) サービスに関する追加条件

1.1. 標準契約条項が適用されるお客様 標準契約条項および本契約書のスケジュール 1 に定められる追加条件は、欧州連合、欧州経済地域および/またはその加盟国、スイスおよび/または英国の情報保護法および規制の対象となるお客様に適用されます。標準契約条項および本第 1 項では、前述の事業体を「データエクスポーター」とみなします。

1.2. 英国版 GDPR が適用される移転： DPA に基づく個人情報の移転が、英国版 GDPR の対象となる場合、スケジュール 4 の規定も適用されます。

1.3. 指示 本 DPA および本契約条項は、JCI による個人情報処理に関する合意書に署名がなされた時点で、お客様の完全なる、最終的な書面による指示を成します。指示の追加または変更には、別途の合意が必要となります。標準契約条項第 8.1(a) により、以下をもってお客様による個人情報処理が指示されたものとみなされます。(a) 本契約条項に準じた処理、(b) サービスの利用、および (c) 本契約条項と一貫性があることを条件に、お客様によって提供されたその他の合理的な指示書（例：電子メール）に準じた処理。JCI は、お客様の指示が適用法に反する場合、お客様に代わって、あるいはお客様の書面による指示に従って個人情報処理を行うことはできません。

1.4. 新規サブプロセッサの指定と現在のサブプロセッサリスト 標準契約条項第 9(a) に準じてお客様は、(a) JCI の関連会社がサブプロセッサとなる場合があること、および (b) JCI および JCI の関連会社はそれぞれ、SCC サービス条項に関して第三者サブプロセッサと取引を行う場合があることを承認し、明示的に同意するものとします。JCI は、本 DPA 第 5.2 項に準じて、現在のサブプロセッサのリストをお客様に提供します。

1.5. 新規サブプロセッサ起用に関する通知と異議を申し立てる権利 標準契約条項第 9(a) に準じて、お客様は、JCI が本 DPA 第 5.2 項および 5.3 項に記される新しいサブプロセッサに個人情報の処理を委託する場合があることを承認し、明示的に同意するものとします。

1.6. サブプロセッサ契約のコピー 当事者は、標準契約条項第 9(c) 項に準じて、JCI がお客様に提供することが義務付けられているサブプロセッサ契約のコピーには、企業情報や標準契約条項、または同等の契約条項と関連性のない条項が含まれる場合があること、これらは事前に JCI によって削除されること、さらに JCI が独自の裁量によって特定した方法で提供される当該コピーは、お客様の要求によってのみ提供されるものであることに同意します。

1.7.オンワードトランスファー：標準契約条項第 8.8 が適用される場合、お客様は、適切なモジュールを、委員会実施決定（EU）2021/914 に添付される欧州委員会標準契約条項のモジュール 3（プロセッサからプロセッサへの移転）とすることを理解し、同意します。

1.8.監査および認証 当事者は、標準契約条項 第 8.9(c)～(e)項に記述される監査は、以下に詳述されるとおり遂行することに同意するものとします。

お客様は個人情報の保護措置に関する現場監査を要求するために JCI に問い合わせることができます。お客様は、当該現場監査に関して JCI に費用が課された場合は、発生した当時の料金で換算された専門サービス料を JCI に返還するものとします。当該料金に関する情報は、お客様の要求により入手することができます。当該現場監査の開始前に、お客様と JCI は、お客様にご負担いただく払い戻し率に加え、当該監査の範囲、時期、および継続期間に関して相互同意を得る必要があります。払戻率はすべて、合理的なもので、JCI によって消費されるリソースが考慮されます。お客様は、監査期間中に明らかになった不遵守に関する情報を、適時的に JCI に報告するものとします。

1.9.削除の証明 当事者は、標準契約条項第 8.5 項に説明される個人情報の削除の証明は、お客様から要求があった場合にのみ、JCI からお客様に提供されることに同意します。

1.10.矛盾本 DPA の本文、その付属書類（標準契約条項を含みません）、および付属書類 3 の標準契約条項との間に矛盾がある場合、あるいは不一致がある場合は、標準契約条項が優先されます。

付属書類 2 - 処理の詳細

処理の性質と目的

JCI は本契約条項に基づいたサービス履行に必要な場合、およびサービス利用の過程で個人情報の使用に関してお客様からその他の指示が提供された場合にのみ個人情報を処理します。

処理の期間

JCI は、別途の書面による合意がない限り、本契約の期間中に個人情報を処理します。

データ主体のカテゴリ

データ主体は、サービスの利用を通じてお客様によって特定および管理され、サービスにより様々なデータ主体カテゴリが含まれる場合があります。

個人情報のタイプ

お客様は、サービスを利用するために個人情報を提供する場合があります。その範囲は、お客様の自由裁量により特定および管理されます。

スケジュール 3 - 標準契約条項

モジュール 2 - コントローラからプロセッサ

第 1 章

第 1 条 目的と範囲

(a) 標準契約条項の目的は、第三国への情報の移転における、個人情報の処理に関する自然人の保護、および当該情報の自由な移転に関する欧州議会および理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) の要求事項[1]を確実に遵守することにあります。

(b) 当事者 :

個人情報を移転する自然人または法人、公官庁、エージェンシー、もしくはその他の機関 (以下、「関係者」と呼びます) で、付属文書 I.A に定義される当事者 (以下、各「データエクスポーター」と呼びます) 、および

(ii) 付属文書 I.A に記される本条項の当事者となるその他の関係者を通じて、直接的または間接的に、データエクスポーターから個人情報を受け取る第三国の関係者 (以下、各「データインポーター」と呼びます)

は、本標準契約条項に同意します (以下、「本条項」と呼びます) 。

(c) 本条項は、付属文書 I.B. に特定される個人情報の移転に適用されます。

(d) 本条項の補足条項に含まれる付属文書は、本条項の重要な部分を成します。

第2条 本条項の有効性と不変性

(a) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 第 46(1)章および第 46(2)(c)章に準じて、執行可能なデータ主体の権利および有効な法的救済措置を含む適切な保護措置、およびコントローラからプロセッサおよび/またはプロセッサからプロセッサへの情報の移転に関して、規則 (EU) 2016/679 第 28(7)章に準じた標準契約条項を定めています。ただし、適切なモジュールを選択するため、または付属文書に情報を追加または更新する場合を除き、これらが修正されていないことを前提となります。本条項は、当事者が本条項に定められる標準契約条項をより適用範囲の広い契約に含めること、および/または他の条項や追加の保護措置を含めることを阻止するものではありません。ただし、本条項と直接的または間接的に矛盾しないこと、あるいはデータ主体の基本的権利または自由に対する権利を侵害しないことが前提となります。

(b) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 の下、データエクスポーターに課される義務に影響を及ぼすことなく適用されるものとします。

第3条 第三者受益者

(a) 以下の例外を除き、データ主体は第三者受益者として、データエクスポーターおよび/またはデータインポーターに対して本条項を行使および執行することができます。

(i) 第1条、第2条、第3条、第6条、第7条；

(ii) 第8条-モジュール1：第8.5(e)および第8.9(b)；モジュール2：第8.1(b)、8.9(a)、(c)、(d)および(e)；モジュール3：第8.1(a)、(c)、(d)および第8.9(a)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g)；モジュール4：第8.1(b)および第8.3(b)；

(iii) 第9条-モジュール2：第9(a)、(c)、(d)および(e)；モジュール3：第9(a)、(c)、(d)および(e)；

(iv) 第12条-モジュール1：第12(a)および(d)；モジュール2および3：第12(a)、(d)および(f)；

(v) 第13条；

(vi) 第15.1(C)、(d)および(e)；

(vii) 第16(e)；

(viii) 第18条-モジュール1、2、3：第18(a)および(b)；モジュール4：第18条

(b) 第(a)は、規則 (EU) 2016/679 の下、データ主体の権利に影響を及ぼすことなく適用されます。

第4条 解釈

- (a) 本条項に規則 (EU) 2016/679 で定義される用語が使用される場合、これらの用語は当該規則と同じ意味で用いられるものとします。
- (b) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 と照らし合わせて読み、解釈されるものとします。
- (c) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 の下に提供される権利および義務と矛盾する形で解釈されるものではありません。

第5条 ヒエラルキー

本条項が合意または締結された時点で、本条項と関連する当事者間の合意条件と矛盾する場合、本条項が優先されます。

第6条 移転の説明

移転の詳細、特に移転される個人情報のカテゴリと移転の目的は、付属文書 I.B. に定められています。

第7条- 任意の ドッキング条項

- (a) 本条項の当事者ではない関係者は、既存の当事者との合意により、補足条項を完了し、付属文書 I.A に署名することにより、随時本条項に同意することができます。
- (b) 関係者が補足条項に同意し、付属文書 I.A に署名した時点で、同意する関係者は本条項の当事者となり、付属文書 I.A. で指定されるデータエクスポーターまたはデータインポーターの権利および義務が付与されます。
- (c) 同意した関係者には、当事者となる前に発生した本条項に基づく権利または義務は発生しません。

第 II 章- 当事者の義務

第 8 条 情報保護措置

データエクスポートは、データインポートが、適切な技術的および組織的措置を導入し、本条項に基づく義務を果たせることを特定するために、合理的な努力をしたことを保証します。

8.1. 指示

(a) データインポートは、データエクスポートからの文書化された指示にのみ従い、個人情報を処理するものとします。データエクスポートは、契約期間を通じて、当該指示を提供することができます。

(b) データインポートは、当該指示に従うことができない場合、データエクスポートにすみやかに通知するものとします。

8.2 目的に基づく制限

データエクスポートから別途指示がないかぎり、データインポートは、付属文書 I.B に定められる特定の移転目的のためだけに個人情報を処理する必要があります。

8.3 透明性

データエクスポートは、データ主体の要求により、当事者によって完了された補足条項を含む、契約条件のコピーを作成し、無償で提供します。データエクスポートは、企業秘密、および付属文書 I I に説明される措置および個人情報を含む、その他の機密情報を保護するために必要な範囲で、補足条項のテキストの一部を編集することができます。ただし、データ主体が内容を理解し、その権利を行使できるよう有意な要旨を提供するものとします。当事者は、要請があった場合、編集した情報を明かすことなく、編集理由をデータ主体に提供するものとします。本条項は、規則 (EU) 2016/679 第 13 条および第 14 条によりデータエクスポートに課される義務を損なうことなく適用されます。

8.4 精度

データインポートが受領した個人情報が不正確、あるいは失効していることに気付いた場合、妥当な期間内にデータエクスポートに報告するものとします。この場合、データインポートは、データエクスポートが情報を削除または修正できるよう協力するものとします。

8.5 処理の期間、情報の削除または返却

データインポーターによる処理は、付属文書 I.B. に指定される期間だけ遂行されます。情報処理サービス条項が終結後、データインポーターは、データエクスポーターの選択により、データエクスポーターに代わって処理したすべての個人情報を削除し、データエクスポーターに対し情報を削除したことを証明するか、データエクスポーターに代わり処理したすべての個人情報を返却し、既存のコピーを削除するものとします。情報が削除または返却されるまで、データインポーターは引き続き本条項を遵守する必要があります。現地の適用法によって、データインポーターの個人情報の返却や削除が禁じられている場合、データインポーターは、本条項を引き続き遵守し、現地法の下で義務付けられる範囲で、必要な期間だけそれを処理することを保証するものとします。これは、第 14 条、特に第 14(e) の下にデータインポーターに課される、「契約期間中、第 14(a) の要求事項に矛盾する法律または慣行が適用される、または適用されたと信じる理由がある場合、データエクスポーターに報告する義務」に影響を与えることなく適用されます。

8.6 情報処理のセキュリティ

(a) データインポーター、および情報送信中においてはデータエクスポーターも、適切な技術的および組織的措置を導入して、情報の偶発的または不法な妨害、損失、修正、不正開示または不正アクセス（以下、「個人情報の漏洩」）から保護することも含め、情報セキュリティを徹底するものとします。適切な水準のセキュリティを評価するにあたり、当事者は、最先端の技術、導入コスト、処理の性質、範囲、内容と目的、およびデータ主体の情報処理に起因するリスクを十分考慮するものとします。当事者はとりわけ、処理の目的をその方法で満たすことができる場合は、情報送信中も含め、暗号化または匿名化などの手段を使用することを考慮するものとします。匿名化する場合、可能な場合は、特定のデータ主体の個人情報と関連付けられる追加の情報は、データエクスポーターによって非排他的に管理されます。本項に定められる義務を遵守するために、データインポーターは、少なくとも付属文書 II に定められる技術的および組織的措置を導入するものとします。データインポーターは、こうした措置が引き続き適切な水準のセキュリティを提供することを確認するために、定期的に確認するものとします。

(b) データインポーターは、契約の実施、管理、および監視に必要な範囲に限り、その従業員に個人情報へのアクセスを許可します。データインポーターは、個人情報にアクセスする権限が供与された人物が、機密保持にコミットし、機密保持に関して適切な法的義務を負うことを確認するものとします。

(c) 本条項の下にデータインポーターによって処理された個人情報に関して、個人情報の漏洩が発生した場合、データインポーターは、弊害を緩和するための措置も含め、情報漏洩に対処するための適切な措置を講じるものとします。データインポーターはまた、当該漏洩について知り得た場合、妥当な期間内にデータエクスポーターにも報告するものとします。当該通知には、詳細の問い合わせ先情報、侵害の性質の説明（可能な場合は、影響を受けたデータ主体のおおよその数と、関連の個人情報の記録を含む）、考えられる結末、および適切な場合は、潜在的な悪影響を緩和するための措置も含めた、侵害に対処するために取られた、または提案される措置の説明を含める必要があります。全ての情報を同時に提供できない場合、およびその限りにおいて、最初の通知に、その時点

で入手可能な情報を含むものとし、その他の詳細については、後ほど入手出来次第、妥当な期間内に提供するものとします。

(d) データインポーターは、規則 (EU) 2016/679 に基づく義務を遂行するために、データエクスポートに協力し、サポートを提供し、処理の性質およびデータインポーターによって利用可能な情報を考慮して、所轄監督機関および影響を受けたデータ主体に通知するものとします。

8.7 機密情報

自然人を一意的に特定するために、人種または民族的背景、政治的見解、宗教または哲学的信念、労働組合のメンバーシップ、遺伝子情報または生体認証情報に関する個人情報、健康または性生活、性的指向、あるいは刑事上の有罪判決および犯罪歴（以下、機密情報と呼びます）の転送を行う場合、データインポーターは、付属文書 I.B に説明される具体的な制限および/または追加の保護措置を適用するものとします。

8.8 オンワードトランスファー

データインポーターは、データエクスポートの書面による指示に基づいてのみ、個人情報を第三者に開示するものとします。さらに、当該情報は、欧州連合域内の第三者にのみ開示することができます ([2])（データインポーターと同じ国、またはその他の第三国。以下、オンワードトランスファーと呼びます）。ただし、第三者が適切なモジュールの下に、本条項に合意する、またはその条件に従うことに同意すること、あるいは、

(i) オンワードトランスファーの転送先が、オンワードトランスファーに適用される規則 (EU) 2016/679 第 45 章に準じて、適切性の決断による恩恵を受ける国であること;

(ii) 第三者が、規則 (EU) 2016/679 第 46 章または第 47 章に準じて、対象となる処理に関して、適切な保護措置を講じることを保証すること;

(iii) 特定の行政、規制、または司法手続きの観点から、法的主張の確立、実行、または防衛のためにオンワードトランスファーが必要であること、あるいは、

(iv) データ主体またはその他の自然人の重大な利益を保護するためにオンワードトランスファーが必要であることが条件となります。

オンワードトランスファーを行うために、データインポーターは、とりわけ目的に基づく制限など、本条項に基づくその他のすべての保護手順を遵守する必要があります。

8.9 文書作成とコンプライアンス

(a) データインポーターは、すみやかに、かつ適切に、本条項に基づく処理に関するデータエクスポートからの問合せに対処するものとします。

(b) 当事者は、本条項の遵守を証明します。具体的にデータインポーターは、データエクスポートに代わり遂行した処理活動に関する記録文書を適切に管理します。

(c) データインポーターは、データエクスポートの要請により、本条項が定める義務の遵守を証明するために必要なすべての情報をデータエクスポートに提供し、合理的な間隔で、あるいは不遵守の兆候が見られる場合に、本条項が適用される処理活動の監査を許可し、それに貢献するものとします。審査または監査について決定する場合、データエクスポートは、データインポーターが所有する関連の証明書を考慮する場合があります。

(d) データエクスポートは、独自に、または独立監査官に委任して、監査を行うことができます。監査には、データインポーターの商業用建物または物理的施設の点検を含むことができ、適切な場合は、合理的な通知を提供した上で行うものとします。

(e) 当事者は、監査結果など第(b)項および第(c)項に定められる情報を、所轄監督機関の要請により提供するものとします。

第9条 サブプロセッサの使用

データインポーターは、同意されたリストに記されるサブプロセッサの従事に関して、データエクスポートから一般的な権限を付与されます。データインポーターは、サブプロセッサの追加または交代により当該リストを意図的に変更する場合、少なくとも 10 日前までにデータエクスポートに書面で通知し、サブプロセッサと取引を開始する前にデータエクスポートが当該変更に関する異議を申し立てられるよう十分な時間を与えるものとします。データインポーターは、データエクスポートに対し、データエクスポートが不服を申し立てる権利を行使するために必要な情報を提供するものとします。

(b) データインポーターが、サブプロセッサを使用して（データエクスポートに代わり）特定の処理活動を行う場合、データインポーターは、データ主体の第三者受益者権利の条件も含め、本条項に基づきデータインポーターに法的に課される情報保護義務と実質的に同じ要求事項を定めた書面による契約書を締結するものとします。**(11)** 当事者は、本条項を遵守することにより、データインポーターが第 8.8 に基づく義務を果たしたものとみなすことに同意します。データインポーターは、本条項に準じてデータインポーターに課される義務を、サブプロセッサが遵守することを確認します。

(c) データインポーターは、データエクスポートの要請により、当該サブプロセッサの契約書と以降の改訂版のコピーをデータエクスポートに提供するものとします。企業秘密や、個人情報などのその他の機密情報を保護するために必要な範囲で、データインポーターは、契約書のコピーを共有する前に、その内容を編集することができます。

(d) データインポーターは、データエクスポート者に対し、データインポーターとの間で締結された本契約に基づく義務をサブプロセッサが遵守することに関して完全な責任を負うものとします。データインポーターは、サブプロセッサが当該契約に基づく義務を怠った場合、データエクスポート者に通知するものとします。

(e) データインポーターは、データインポーターが事実上姿を消した、事業が消滅した、または破産した場合、サブプロセッサ契約を終結し、サブプロセッサに対し個人情報を消去するか、返却するよう指示する権利をデータエクスポート者に供与する、サブプロセッサとの第三者受益者条項に同意します。

第10条 データ主体の権利

(a) データインポーターは、データ主体から要請を受けた場合、すみやかにデータエクスポートに報告するものとします。データインポーターは、データエクスポートの承諾を得ることなく、独自の判断でその要請に応えません。

(b) データインポーターは、データ主体が規則 (EU) 2016/679 に準じて権利を行使する場合、データエクスポートがその義務を果たせるよう支援します。この対応に関して、当事者は、付属文書 II に適切な技術的および組織的措置を定め、サポートを提供する処理の性質、および必要なサポートの範囲と規模について考慮するものとします。

(c) 第 (a) および (b) の義務を果たす上で、データインポーターは、データエクスポートの指示に従うものとします。

第11条 是正

(a) データインポーターは、分かりやすく、容易にアクセスできる方法で、個別の通知またはウェブサイトを通じて、苦情の問合せ先をデータ主体に知らせるものとします。データインポーターは、データ主体からの苦情にすみやかに対応します。

(b) データ主体と当事者の 1 人との間で本条項の遵守に関して紛争が生じた場合、当事者は最大限の努力をして、友好的な方法で、すみやかに問題を解決します。当事者は、このような紛争について互いに報告し合い、適切な場合は協力して解決します。

(c) データ主体が第 3 条に準じて第三者受益者権利を行使する場合、データインポーターはデータ主体の以下の決断を認めるものとします：

(i) データ主体の常居所または就業場所のある域内の国の監督機関もしくは所轄監督機関に第 13 条に準じて苦情を申請する；

(ii) 紛争を第 18 条で定義される管轄裁判所に提起する。

(d) 当事者は、規則 (EU) 2016/679 第 80(1) に定められる状況において、データ主体が非営利団体、組織、または団体を代理人とすることを認めるものとします。

(e) データインポーターは、適切な EU または加盟国の法律の下に拘束力のある決断に従うものとします。

(f) データインポーターは、データ主体の決断が、適用法に準じてデータインポーターに認められた、実体法および手順法に基づき救済を求める権利に影響しないことに同意します。

第12条 責任

- (a) 各当事者は、本条項の不履行により他方の当事者が被った損害に対して責任を負うものとします。
- (b) データインポーターは、データ主体に対して責任を負い、データ主体は、データインポーターまたはそのサブプロセッサによる本条項に基づく第三者受益者の権利不履行によってデータ主体が被ったすべての物質的または非物質的損害に対し、損害賠償を請求する権利を保有します。
- (c) 第(b)項の規定にかかわらず、データエクスポートは、データ主体に対して責任を負い、データ主体は、データエクスポートおよびデータインポーター（またはそのサブプロセッサ）による本条項に基づく第三者受益者の権利不履行によってデータ主体が被ったすべての物質的または非物質的損害に対し、損害賠償を請求する権利を保有します。該当する場合、規則(EU) 2016/679 または規則 (EU) 2018/1725 に基づくデータエクスポートの責任、およびデータエクスポートがコントローラーに代わってプロセッサとなる場合はコントローラーの責任は、この影響を受けません。
- (d) 当事者は、データエクスポートが、データインポーター（またはそのサブプロセッサ）に起因して発生した損害に対し第 (c) に基づき法的責任を負う場合、データエクスポートは、損害に対してデータインポーターが責任を負う損害賠償金の一部を取り戻す権利を保有します。
- (e) 本条項の不履行の結果、1人以上の当事者がデータ主体に損害を与えた場合、責任を負うすべての当事者が連帯責任を負い、データ主体は当該当事者を起訴する権利を保有するものとします。
- (f) 当事者は、第 (e)の下に1人の当事者に責任が問われた場合、当該損害に対し他の当事者の不履行に関する損害賠償金の一部を他の当事者から取り戻す権利を保有します。
- (g) データインポーターは、独自の責任を回避するために、サブプロセッサに行動を求めることはできません。

第13条 監督

(a) データエクスポートが EU 加盟国で設立された場合：] 付属文書 I.C に定める通り、情報の移転に関するデータエクスポートが規則(EU) 2016/679 を確実に遵守することに対して責任を負う監督機関は、所轄監督機関としての役割を果たします。

データエクスポートが EU 加盟国で設立されていない場合でも、第 3(2) に準じて規則 (EU) 2016/679 の適用される領域内にある場合で、規則 (EU) 2016/679 の第 3(2) に準じて代表者が指定されている場合：] 加盟国の監督機関の規則 (EU) 2016/679 第 27(1) で定義される代表者が、付属文書 I.C に準じて確立されている場合は、所轄監督機関の機能を果たします。

データエクスポートが EU 加盟国内で設立されていない場合でも、規則 (EU) 2016/679 第 3(2) に準じて本規則が適用される領域内にあり、規則 (EU) 2016/679 第 27(2) に準じて代表者を指定する必要がある場合：] 本条項に基づき、物品またはサービス提供のために個人情報に移転される、もしくはその行動が監視される、データ主体の在住する付属文書 I.C. に定める加盟国の監督機関は、所轄監督機関として機能します。

(b) データインポーターは、本条項の遵守を確実にするために行われるすべての手順において、所轄監督機関の管轄権に従い、協力することに同意します。とりわけデータインポーターは、質問に応じ、監査に従い、是正措置および補償措置を含む、監督機関によって適用される措置を遵守するものとします。データインポーターは、監督機関に対し、必要な措置が取られたことを示す確認書を提供するものとします。

第 III 章- 現地法および公的機関によるアクセスに対する義務

第 14 条

本条項の遵守に影響を与える現地法と慣行

(a) 当事者は、個人情報の開示や、公的機関によるアクセスの許可など、本条項に基づくデータインポーターの義務遂行を阻む、目的地である第三国の法律および慣行が、データインポーターによる個人情報の処理に適用されると信じる理由がないことを保証します。これは、法律および慣行が、基本的権利および自由の本質を尊重するものであること、ならびに規則 (EU) 2016/679 第 23(1) に定める目的の 1 つを支えるために、民主主義社会で必要かつ相応とされる水準を超えないという理解に基づいています。

(b) 当事者は、第 (a) に定める保証を提供することにより、とりわけ以下の要素について、その重要性を十分考慮したことを言明します。

(i) 一連の処理の長さ、関与する当事者の数および使用される転送経路、意図されるオンワードトランスファー、受領者のタイプ、処理の目的、移転される個人情報のカテゴリとフォーマット、移転が行われる経済セクター、移転された情報の保管場所を含む、移転に特定の状況；

(ii) 公的機関への情報開示、または当該機関によるアクセス許可を義務付けているものも含め、目的地である第三国で適用される移転の特有の状況に関連した法律と慣行、ならびに適用される制限および保護措置
(1) ；

(iii) 個人情報の転送中および目的国で個人情報を処理する際に適用される措置を含む、本条項に基づく保護措置を補完する、関連の契約上、技術的、または組織的な保護措置

(c) データインポーターは、第 (b) に基づき評価を実施するにあたり、データインポーターが関連の情報をデータエクスポートに提供するために最善の努力をすることを保証し、本条項を確実に遵守するために引き続きデータエクスポートに協力することに同意します。

(d) 当事者は、第 (b) に基づき遂行された評価を文書化し、要請があった場合は所管監督機関にそれを提供することに同意します。

(e) データインポーターは、本条項を締結後、契約期間中に、第(a)の要求事項の範囲を超える第三国の法律または措置（開示義務など）に従う場合など、第 (a) に基づく義務の範囲を超えた法律または慣行が適用される、または適用にされたと信じる理由がある場合は、データエクスポートに速やかに報告するものとします。

(f) 第 (e) に準じて通知を行った後、あるいはデータエクスポートにデータインポーターが本条項に基づき義務を果たすことができないと信じる理由がある場合、データエクス

スポンサーは、状況に対処するためにデータエクスポートおよび/またはデータインポーターが適用すべき適切な措置（例：セキュリティと機密性を保証するための技術的または組織的措置）をすみやかに特定します。データエクスポートは、当該転送の安全を保証する適切な措置がなされていないと判断した場合、あるいは所轄監督機関の指示があった場合は、情報転送を中止します。この場合データエクスポートは、本条項に基づく個人情報の処理を考慮し、契約を終結することができます。二人以上の当事者間で契約が締結されている場合、全当事者による別段の同意がないかぎり、データエクスポートは関連の当事者に関してのみ契約を終結する権利を行使できます。本条項に基づき契約が終結された場合、第 16(d) と第 (e) が適用されます。

第15条

公的機関によるアクセスに関するデータインポーターの義務

15.1 通知

(a) データインポーターは、以下の場合に、データエクスポート、および可能な場合はデータ主体に（必要な場合は、データエクスポートの支援を受けて）、すみやかに通知することに同意します。

(i) データインポーターが、目的国の法律に基づき、本条項に従い転送された個人情報の開示を求める法的拘束力のある要請を司法当局を含む公官庁から受けた場合（当該通知には、要請があった個人情報の詳細、要請した規制当局、要請の法的根拠、およびデータインポーターの対応を含むものとします）、あるいは

(ii) 目的国の法律に準じて、本条項に従い転送された個人情報に公官庁がアクセスしたとの情報を入手した場合（当該通知には、インポーターが入手することのできるすべての情報を含むものとします）。

(b) 目的国の法律により、データインポーターがデータエクスポートおよび/またはデータ主体に通知をすることが禁じられている場合、データインポーターは免除を受けられるよう最大限の努力をし、可能なかぎり多くの情報を、できる限り早急に伝達することに同意します。データインポーターは、データエクスポートの要請を受けた場合に、最大限の努力をしたことを実証できるようにするために、それを文書化することに同意します。

(c) 目的国の法律で許される場合、データインポーターはデータエクスポートに対し、契約期間中、定期的な間隔で、データインポーターが受けた要請に関するできるだけ多くの情報を提供することに同意します（とりわけ、要請の数、要請を受けたデータのタイプ、要請した規制当局、要請に対して異議を申し立てたか、およびその結果など）。

(d) データインポーターは、契約期間にわたり、第 (a) ～ (c) に準じて情報を保存し、要請があった場合は所轄監督機関にそれを提供することに同意します。

(e) 第 (a) ～ (c) は、本条項に準拠できない場合、すみやかにデータエクスポートに報告することを義務付けている、第 14(e) および第 16 条に基づくデータインポーターの義務に影響することなく適用されます。

15.2 合法性およびデータアクセスの最小化

(a) データインポーターは、開示要請の合法性、とりわけ、それが要請を行った公共機関に認められる権限の範囲内であるかを評価し、慎重な評価の結果、目的国の法律、国際法に基づき適用される義務、および国際礼譲の原則に基づき、当該要請を不法とみなす合理的な根拠があると結論付けられた場合は、当該要請に異議を申し立てることに同意します。データインポーターは、これと同じ状況において、不服の申し立ての可能性を追求するものとします。要請に対して異議を申し立てる場合、データエクスポートは、所轄監督機関がその実体について決断を下すまでの間、当該要請の効果を一時的に保留することを目的とした暫定措置を求めるものとします。データインポーターは、適用される手続法の下にそうすることが義務付けられていない限り、要請された個人情報を開示しないものとします。これらの義務は、第 14(e) に基づくデータインポーターの義務に影響を与えることなく適用されます。

(b) データインポーターは、目的国の法律で許可される範囲で、開示要請の法的評価と、不服の申し立てがある場合はその記録を文書化し、データエクスポートに提供することに同意します。データエクスポートはまた、要請により所轄監督機関にその記録を提供するものとします。

(c) データインポーターは、開示要請に対応する際、当該要請の合理的な解釈に基づき許容できる最低限の情報を提供することに同意します。

第Ⅳ章 – 最終規定

第16条

本条項の不遵守と終結

- (a) データインポーターは、理由の如何を問わず、本条項を遵守できない場合は、データエクスポーターにすみやかにその旨を伝達するものとします。
- (b) データインポーターが本条項に違反した場合、あるいは本条項を遵守できなかった場合、データエクスポーターは、本条項が再び確実に遵守されるまでデータインポーターへの個人情報の転送を停止し、本条項が遵守されない場合は契約を終了します。これは、第14(f)に影響を与えることなく適用されます。
- (c) データエクスポーターは、本条項に基づく個人情報の処理に関するかぎり、以下の状況で契約を終了する権利を保有します。
- (i) データエクスポーターが第(b)に準じてデータインポーターへの個人情報の転送を中止し、いずれの場合も1か月の停止期間を目安に、適切な期間を過ぎても本条項が遵守されない場合；
 - (ii) データインポーターによる本条項の重大な違反あるいは継続的な違反があった場合；または、
 - (iii) データインポーターが、本条項に基づく義務に関する管轄裁判所または監督機関による法的拘束力を持つ決断に準拠しなかった場合。

この場合は、所轄監督機関に不遵守の報告を行います。二人以上の当事者間で契約が締結されている場合、全当事者による別段の同意がないかぎり、データエクスポーターは関連の当事者に関してのみ契約を終結する権利を行使できます。

(d) 第(c)に準じて契約が終結される前に転送された個人情報については、データエクスポーターの選択により、すみやかにデータエクスポーターに返却されるか、完全に削除されるものとします。情報のコピーにも同じ要件が適用されます。データインポーターは、情報を削除したことをデータエクスポーターに証明するものとします。情報が削除または返却されるまで、データインポーターは引き続き本条項を遵守する必要があります。データインポーターに適用される現地の適用法により、転送された個人情報の返却あるいは削除が禁じられている場合、データインポーターは、本条項を引き続き遵守し、当該現地法で義務付けられる範囲で、必要な期間だけそれを処理することを保証するものとします。

(e) いずれの当事者も、(i) 欧州委員会が、本条項に適用される、個人情報の転送に関する規則 (EU) 2016/679 第45(3)に準じて意思決定をする場合、あるいは (ii) 規則 (EU) 2016/679 が個人情報の移転先の国の法律の枠組みの一部となる場合、本条項への合意を解除することができます。これは、規則 (EU) 2016/679 の下に、対象となる処理に適用されるその他の義務に影響することなく適用されます。

第17条 準拠法

本条項は、データエクスポートが設立された EU 加盟国の法律によって統制されます。当該法律によって第三者受託者の権利が認められていない場合、第三者受託者権利を認めている他の EU 加盟国の法律によって統制されるものとします。当事者は、これをアイルランド共和国の法律とすることに同意します。

第18条 法廷と管轄区域の選択

- (a) 当該条項に基づき生じるすべての紛争は、EU 加盟国の法廷で解決されるものとします。
- (b) 当事者は、当該裁判所を、データエクスポートが設立された EU 加盟国の裁判所とすることに同意します。
- (c) データ主体はまた、データ主体が常居所とする加盟国の裁判所において、データエクスポートおよび/またはデータインポートに対して裁判を開始することができます。
- (d) 当事者は、かかる裁判所の管轄に服従することに同意します。

脚注

- (1) データエクスポーターが加盟国のコントローラーである機関または法人に代わり業務を行う、規則(EU) 2016/679の対象となるプロセッサで、規則(EU) 2016/679の対象とならない他のプロセッサ(サブプロセッサ)と従事する際に本条項に依存する場合は、本条項と規則(EU) 2018/1725 第29(3)に準じてコントローラーとプロセッサとの間で締結された契約書またはその他の法的措置で定められる情報保護義務が適用される範囲で、加盟国の機関、法人、事務所、およびエージェンシーによる個人情報の取扱いに関する自然人の保護、およびその情報の自由な移転に関する指令(EC) No 45/2001 および委員会決定1247/2002/EC (OJ L 295 of 21.11.2018, p. 39)を廃止する欧州議会及び理事会の2018年10月23日の規則(EU) 2018/1725 第29(4)にも確実に準拠するものとし、これはとりわけ、コントローラーとプロセッサが閣議決定[...]に含まれる標準契約条項に依存する場合に適用されます。
- (2) 欧州経済領域協定 (EEA 協定) は、欧州連合に加盟することなく、EFTA 加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、およびノルウェーの3国がEUの単一市場に参加できるように設置された枠組みです。規則(EU) 2016/679を含む、加盟国のデータ保護規則は、欧州経済領域 (EEA) 協定の適用範囲であり、本条項の付属文書XIに包含されます。そのため、データインポーターによるEEA域外の第三者への情報の開示は、本条項が意図するオンワードトランスファーの資格を満たしません。
- (3) 当該義務は、サブプロセッサが第7条に準じて、適切なモジュールの下に本条項に同意することによって果たすことができます。
- (4) 本条項の遵守に関する当該法律および慣行の影響に関しては、別の要素が全体的な評価の一部として考慮される場合があります。このような要素として、説明として提示するために十分な期間にわたり記録された、過去に公共機関から受けた情報開示の要請に関する文書化された実際の経験、あるいは関連する状況で要請を受けなかった事例が含まれます。これはとりわけ、内部記録やその他の文書など、デューデリジェンスに基づき連続的に作成され、シニアマネジメントレベルで承認された記録で、合法的に情報を第三者と共用できることが前提となります。この実際の経験をもとに、データインポーターによる本条項への準拠が妨げられないと結論付けられた場合、その他の関連の客観的な要素でそれを裏付ける必要があり、当事者は、重要性の観点から当該要素が十分な信頼性と表示性を備え、結論を裏付けるものであるかを慎重に考慮する必要があります。とりわけ当事者は、その実際の経験が裏付けられており、同じセクターにおける同様の要請の有無に関して、公的に入手でき、アクセス可能な、信頼できる情報と矛盾していないこと、および/または判例法や独立監督機関によるレポートなど、法律が実際に適用された事例を考慮する必要があります。

補足資料

注釈：

各移転または移転のカテゴリに適用される情報を明確に識別し、データエクスポーターおよび/またはデータインポーターとしての当事者の関連の役割を特定できなければなりません。1部の付属書によってこの透明性を得られる場合は、必ずしも各転送、転送のカテゴリ、および/ま

たは契約上の関係に関する別の付属書を作成し、署名を行う必要はありません。ただし、十分な明確性を確保するために必要な場合は、別の付属書を使用する必要があります。付属文書I

A. 当事者一覧

データエクスポート：[データエクスポート、および適切な場合は、情報保護責任者および/または欧州連合代表者の身元および連絡先情報]

氏名：____データエクスポートは、本書で顧客として特定される法人である。____

住所：_____

責任者氏名、役職、連絡先情報：_____

本条項に基づく情報の移転に関連した活動：

_____[この移転に関連する活動について簡潔に説明してください]

署名と日付：_____

役職（コントローラ）：

2. ...

データインポート：[情報保護責任担当者を含むデータインポートの身元と連絡先情報を特定してください]

氏名：_データインポートは、顧客にサービスを提供する業者として契約書に特定される法人である。

住所：_____

責任者氏名、役職、連絡先情報：_____

本条項に基づく情報の移転に関連した活動：

署名と日付：_____

役職（プロセッサ）：

2....

B. 移転の説明

個人情報を移転するデータ主体のカテゴリ

データ主体は、データエクスポート（顧客）の自由裁量により、特定および管理され、サービスにより様々なカテゴリのデータ主体が含まれる場合があります。

移転する個人情報のカテゴリ

データエクスポートは、サービスを利用できるようにするために個人情報を提供する場合があります。その範囲は、データエクスポートの自由裁量により特定および管理されます。

移転される機密情報（該当する場合）、および目的に基づく厳重な制限、アクセス制限（指定されたトレーニングを受けたスタッフのみがアクセスできることを含む）、情報アクセスの記録管理、オンワードトランスファーの制限、またはその他のセキュリティ措置など、情報の性質と関連リスクを十分考慮した上で適用される制限または保護措置。

お客様は、サービスを利用するために個人情報を提供する場合があります。その範囲は、お客様の自由裁量により特定および管理されます。

転送の頻度（例：1回限り、または継続的な転送であるかどうか）

本契約書に準じてデータインポーターによって履行されるサービスにより、これは連続的または一回限りの移転となります。...

処理の性質

JCIは本契約条項に基づくサービス履行に必要な場合、およびサービス利用の過程で個人情報の使用に関してお客様からその他の指示が提供された場合にのみ個人情報を処理します。

情報の転送の目的およびその他の処理

JCIは本契約条項に基づくサービス履行に必要な場合、およびサービス利用の過程で個人情報の使用に関してお客様からその他の指示が提供された場合にのみ個人情報を処理します。...

個人情報の保有期間。この情報が不明の場合は、期間を特定するために使用される基準

データインポーターは、別途書面による合意がない限り、本契約の期間中に個人情報を処理します。

（サブ）プロセッサに転送する場合は、データ主体、処理の性質、期間も特定してください

DPA 第 5.1 条の定めにより、データエクスポートは、データインポーターが JCI の関連会社またはその他の第三者を本サービス条項に関連するサブプロセッサとして指定する場合があるこ

とに同意および確認します。サブプロセッサによって実施される処理の主題、性質、期間は、サービスの性質により異なり、その詳細については、DPA 第 5.2 条に準じてデータエクスポーターに通知されます。...

C. 所轄監督機関

第 13 条に準じた所轄監督機関を特定してください

付属書類 II

情報の安全確保のための技術的および組織的措置を含む、技術的および組織的措置

注釈：

技術的および組織的措置は、具体的な用語（一般用語でない）を用いて説明される必要があります。付録 1 ページの一般コメント、特に各移転/一連の移転に適用される措置を明確に記すことの重要性に関する説明も合わせてご確認ください。

データインポーターは、JCI によって処理される個人情報のセキュリティ、機密性、および完全性を保護するために、<https://www.johnsoncontrols.com/-/media/jci/cyber-solutions/johnson-controls-security-practices-rev-c.pdf> に定められる、あるいはデータインポーターから合理的に入手可能な管理的、物理的、および技術的保護措置を維持するものとします。

考えられる措置の例：

- 偽名の使用および個人情報の暗号化
- 機密保持、完全性、入手可能性、処理システムおよびサービスの回復力を確保するために現在適用されている措置
- 物理的または技術的インシデントが発生した際に、タイムリーに個人情報を再び入手可能な状態にし、アクセス可能にするための措置
- 処理の安全性を確保するために取られる技術的および組織的措置の効果を定期的に検査、評価、および審査するための手順
- ユーザー識別および認証手段
- 転送中のデータの保護手段
- 保管中のデータの保護手段
- 個人情報が処理される場所の物理的なセキュリティを保証するための措置
- イベントログを保証するための措置
- デフォルト設定を含む、システム構成を保証するための措置

- 内部IT およびIT セキュリティガバナンスおよび管理に関連した措置
- プロセスおよび製品の認証/保証手段
- データの最小化を確実にするための手段
- データの品質を保証するための手段
- 記録保存期間を確実に遵守するための手段
- 説明責任を確実にするための手段
- データの可搬性を可能にし確実に削除するための手段

(サブ) プロセッサへの移転の場合はコントローラをサポートするために、プロセッサからサブプロセッサへの移転の場合はデータエクスポートをサポートするために、(サブ) プロセッサが講じるべき具体的な技術的および組織的措置についても説明してください。

スケジュール 4- 標準契約条項に追加される英国版補足条項

情報保護法(2018 年)S119A(1)に基づき委員会が発行する標準データ保護条項

欧州委員会標準契約条項に追加される英国版補足条項

本付属文書の日付：

1.本条項の発効日[日付を挿入してください。]本補足条項の発効日：

一つ選択し、他の選択肢を削除してください：

本 DPA のスケジュール 3 に定められる、欧州委員会標準契約条項（「本条項」）と同じ日付。

背景：

2.情報コミッショナーは、UK GDPR 第 46 章に準じて情報をコントローラからプロセッサ、および/またはプロセッサからプロセッサに移転する場合において、本補足条項が個人情報を第三国あるいは海外組織に移転する目的のために適切な保護を提供するものとみなします

本補足条項の解釈

3.本補足条項に、付属文書の条項で定義される用語が使用される場合、これらの用語は当該付属文書の条項と同じ意味で用いられるものとします。さらに、次の用語は以下の意味をなします。

本補足条項	本 DPA のスケジュール 3 に定められた本条項の本補足条項
条項	2021 年 6 月 4 日委員会実施決定 (EU) 2021/914 の付属文書、および本 DPA スケジュール 3 に定められる標準契約条項。
英国版データ保護法	英国版 GDPR および 2018 年データ保護法を含む、随時英国において施行されるデータ保護、個人情報処理、プライバシーおよび/または電子通信に関するすべての法律。

英国版 GDPR	英国版一般データ保護規則は、2018 年欧州連合離脱法第3章により、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの法律の一部を成します。
英国	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国

4.本補足条項は、英国版個人情報保護法の条項と照らし合わせて読み、解釈されるものであり、GFPR 第 46 章で義務付けられる適切な保護措置を提供する目的を果たします。

5.本補足条項は、英国版データ保護法に定められる権利及び義務に矛盾する方法で解釈されるものではありません。

6.法律（または特定の条項）への言及はすべて、随時変更される場合があるため、言及された法律（または特定の条項）を意味するものとします。これには、本補足条項締結後の法律（または、特定の条項）の統合、再成立、および/または置換が含まれます。

ヒエラルキー

7.本補足条項が合意または締結された時点で、本補足条項と条項、もしくは当事者間で締結されたその他の関連の合意との間に矛盾または不一致がみられる場合、データ主体に最も高い水準の保護を提供する条項が優先されるものとします。

条項の包含

8.本補足条項は、次の必要な範囲で補正されたとみなされる条項を包含するものとします。

a. データエクスポーターによるデータインポーターへの情報の移転において、データエクスポーターによる当該移転に英国版データ保護法が適用される範囲において、および

b. 英国版 GDPR 第 46 章に準じて、移転に適切な保護措置を講じるため。

9.上記第 7 項で義務付けられる補正には、以下が含まれます（ただし、これらに限定されません）。

「条項」を参照するとは、本補足条項に条項を包含することを意味します。

b. 「条項 6 移転の説明」は、次で置き換えられます。

「移転の詳細、とりわけ移転される個人情報のカテゴリおよび移転の目的は付属文書 I.B に説明され、UK 版 データ保護法がデータエクスポーターによる当該移転に適用されます。」

c. 「規定 (EU) 2016/679」または「当該規定」への言及は、「英国版データ保護法」で置き換えられ、「規定 (EU) 2016/679」の特定の章への言及は、英国版データ保護法の対応する章またはセクションで置き換えられます。具体的には、

d. 規定 (EU) 2018/1725 への言及は削除されます。

e. 「連合」、「EU」、および「EU 加盟国」はすべて、「UK」で置き換えられます。

f. 第 13(a)章および付属文書 II パート C は使用されません。「所轄監督機関」は情報コミッショナーとなります。

g. C 第 17 章は次の説明で置き換えられます。「本条項は、イギリスおよびウェールズの法律によって管理されます。」

h. 第 18 章は以下の説明で置き換えられます。

「当該条項に基づき生じるすべての紛争は、イギリスおよびウェールズの法廷で解決されるものとします。データ主体はまた、英国の任意の国の裁判所で、データエクспорターおよび/またはデータインポーターに対して訴訟手続きを開始することができます。当事者は、かかる裁判所の管轄に服従することに同意します。」

i. 条項の脚注は補足条項の一部を成しません。

本補足条項の修正

10. 当事者は、条項 17 および/または 18 を、スコットランドまたは北アイルランドの法律および/または裁判所に言及するよう変更することに同意することができます。

11. 当事者は、関連の移転に関して英国版 GDPR 第 46 章で義務付けられる適切な保護措置を維持することを条件に、条項を包含し、上述のセクション 7 に準じて修正を加えることにより、本補足条項を補正することができます。

本補足条項の施行

12.当事者は、当事者に法的拘束力をもたらし、データ主体が条項に定められる権利を行使できる限り、本補足条項（条項を包含する）への合意を締結することができます。これには、以下が含まれます（ただし、これらに限定されません）。

- a. 本補足条項を条項に追加し、以下の説明を付属文書 1A の署名の上部に含むことによって。

「署名することにより、両当事者は英国と欧州連合加盟国間の情報移転を可能にする欧州委員会標準契約条項の英国版補足条項に従うことに同意します。」という説明と日付を追加することによって（本補足文書の元に全ての移転が行われる場合）。

「署名により、両当事者はまた、英国と欧州連合加盟国間の情報移転を可能にする欧州委員会標準契約条項の英国版補足条項に従うことに同意します。」という説明と日付を追加することによって（本付属文書の元にすべての移転が行われる場合）。

（もしくは、同等の意味を持つ説明文を追加）および条項を締結することによって。あるいは、

- b. 本補足条項に準じて条項を補正し、補正された条項を締結することによって。